

訪問介護事業

運 営 規 程

社会福祉法人 恕心福祉会

加古川さくら園ヘルパーステーション

訪問介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恕心福祉会が開設する加古川さくら園ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 加古川さくら園ヘルパーステーション

（2）所在地 加古川市東神吉町神吉字北山1844-5

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）サービス提供責任者 事業規模に応じて1名以上（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

（3）訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日については、毎週月曜日 ～ 土曜日（但し12/31～1/3を除きます）

営業時間については、 9時 ～ 17時30分の範囲で利用者の必要に応じたプランに沿って訪問する。

（2）上記営業日以外でも、ご希望がございましたら、相談の上でサービス提供致します。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その基準により算定した費用の額から該当介護サービス費の額を控除した額の支払いを受ける。

2 厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

（1）身体介護サービスの提供及び基本サービス

（2）生活援助サービスの提供及び基本サービス

基本サービスとは、「状況把握（健康チェック・情報収集）」「簡易な環境整備」「相談・助言」等をいう。

3 交通費については、第8条に規程する通常事業の実施地域以外の地域については、交通費の実費相当額を利用者より徴収することがある。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、加古川市を超えた地点を起点とし、復路再び加古川市に入る地点までの距離、1kmにつき100円とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、加古川市の区域とする。

（記録の整備）

第9条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2. 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（高齢者虐待対策）

第10条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずることとする。

（1）研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

（2）個別援助計画の作成等、適切な援助の実施に努める。

（3）職員が援助にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

（暴力団等の影響の排除）

第11条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（その他運営についての留意事項）

第12条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約で明確にする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恕心福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 7 月 20 日から一部変更する。

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から一部変更する。